

平成28年度

包括外部監査結果等に対する措置計画

盛岡市

【目次】

1 水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

(1) 総務部

- ① 結果分 1
- ② 意見分 2

(2) 環境部

- ① 意見分 3

(3) 上下水道局

- ① 結果分 4
- ② 意見分 7

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
34	<p>4 公有財産</p> <p>(1) 合理的理由を欠いた使用料減免等</p> <p>【現状の問題点】 庁舎敷地といえども、地方公営企業の事業に供している点に変わりはないのであるから、無償使用とする合理的根拠は希薄である。</p> <p>【解決の方向性】 使用料減免等の審査を適切に行う。 使用料減免等と取り扱う合理的理由がなければ、適正な使用料等を徴収する。</p>	<p>上下水道局の庁舎敷地は、普通財産に分類され整理されていますが、実態に合うよう盛岡市財務規則第177条第3項の規定に基づき、上下水道局に所属換えを行います。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 総務部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
34	<p>4 公有財産</p> <p>(1) 合理的理由を欠いた使用料減免等</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>水道事業の事業用地としての利用であり，利用者が費用負担するものであるから，使用料減免等と取り扱う合理的理由があるといえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>使用料減免等の審査を適切に行う。</p> <p>使用料減免等と取り扱う合理的理由がなければ，適正な使用料等を徴収する。</p>	<p>使用料減免等の審査に当たっては，第一次的に根拠となる盛岡市財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例等の減免要件に該当するかどうかを検討し，第二次的に個別の事情に照らし合わせ，さらに合理性・妥当性を慎重に吟味したうえで減免の可否を決定してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 環境部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
22	<p>1 持続可能性・組織運営</p> <p>(4) 事務事業評価の活用不足</p> <p>【現状の問題点】 飲料水供給施設管理運営事業について、事務事業評価を踏まえた課題解決の進捗が明らかでなく、事務事業評価の活用不足の印象は否めない。</p> <p>【解決の方向性】 事務事業評価結果のフォローアップを適時に行い、進行管理の実効性を確保する。</p>	<p>新たな行政評価システムの小施策評価における目指す成果の実現のために、上下水道局の協力を得て評価結果をフォローアップし、課題解決に向け進行管理を徹底してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（環境企画課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
25	<p>2 人件費</p> <p>(1) 奨励手当に係る成績率の形骸化</p> <p>【現状の問題点】 奨励手当の支給対象者の大半に同一の成績率が適用されているのは不自然であり、成績率の適用が形骸化していると考えられる。</p> <p>【解決の方向性】 企業職員の給与の基本原則の趣旨を踏まえた成績率適用への運用見直しを行う。</p>	<p>平成28年度に人事評価制度を導入し、業績評価と能力評価を行っています。</p> <p>奨励手当については、基準日（毎年6月1日及び12月1日）の属する年度の前年度における業績評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況を総合的に判断し成績率を決定するよう、平成29年度からの成績率適用への運用を見直します。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
33	<p>3 契約</p> <p>(4) 合理的理由を欠いた随意契約（電力調達）</p> <p>【現状の問題点】 市の水道事業における電力調達を随意契約とする理由が明らかではない。</p> <p>【解決の方向性】 随意契約とする合理的根拠がなければ、公平性・競争性を確保した契約方法に見直す。</p>	<p>現在の電力調達は、随意契約の方法により東北電力株式会社と契約しております。</p> <p>今後の電力調達につきましては、経済性や環境配慮はもとより、災害時等における安定性も十分考慮の上、契約方法の検討を行います。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
36	<p>4 公有財産</p> <p>(2) 現物管理の不備</p> <p>【現状の問題点】 抽出したサンプル6件から現物管理の不備2件が検出された点を考慮すると、有効な現物調査を実施していたといえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】 定期的な現物調査を行い、固定資産台帳と現物の整合性を確認のうえ、不整合があれば固定資産台帳を適時に修正する。</p>	<p>適正な資産管理を行うため、毎年度、各課から報告される当該年度の除却資産報告時に、固定資産台帳と全ての資産との照合作業を徹底します。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
37	<p>(3) 固定資産台帳と現物記録の不整合</p> <p>【現状の問題点】 固定資産台帳とマッピングシステムの延長数に200kmを超える差異が生じている。現在生じている差異に合理的説明付けが可能といえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】 マッピングシステムと固定資産台帳の差異を精査し、固定資産台帳管理の重要な不備に係る差異要因がないか確認する。</p>	<p>マッピングシステムは図上における施設の位置を確認することを目的として導入しているものであり、固定資産台帳とは若干の差異が生じるものであります。</p> <p>なお、固定資産台帳の管路延長との乖離が大きい部分については、工事完成図面等により精査を行い、固定資産台帳数値との整合性について確認を行います。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
46	<p>5 会計</p> <p>(3) 退職給付費用の年度所属誤り</p> <p>【現状の問題点】 「調整率」を考慮した退職給付引当金の見積りが合理的といえるか疑問である。</p> <p>また、平成27年度における退職手当支出額と水道事業会計負担額の差額43,520千円の精算に係る会計上の手当が行われておらず、退職給付費用の年度所属誤りと認められる。</p> <p>【解決の方向性】 退職給付引当金については、「会計基準の見直しに関するQ&A Q3-21」に示されている方法を参考に引当計上する。</p> <p>また、各年度における支給額と負担額の差額の精算については、「未収金」または「未払金」を計上するのが合理的である。</p>	<p>退職手当の会計間負担按分の直近数年間の状況は、平均すると上下水道局退職者に係る退職手当の約2割程度を他会計が負担することとなっており、上下水道局職員の期末要支給額全額を引当計上した場合、引当額が過大となる可能性があるため、今後の他会計間の負担の状況を勘案し、引当計上の方法を検討します。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画課）</p> <p>退職手当の支給額と負担額の差額の精算については、一般会計及び病院事業会計における年度所属とも整合を図る必要があることから、当該年度中に会計上の精算手続きを行うことの可否を含め、他会計の関係部署と検討を進めます。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
48	<p>(4) 不明確な根拠に基づく修繕引当金の取崩し計画</p> <p>【現状の問題点】 市の水道事業における会計方針として修繕引当金の取崩し方針自体がないため、「従前の例により取り崩す」という経過措置に沿っているか不明確である。</p> <p>また、財務諸表において、「引当金の計上方法」に修繕引当金の記載がなく、注記開示の不備と認められる。</p> <p>【解決の方向性】 修繕引当金の取崩し方針を定め、取崩し対象範囲等を明確にする。</p> <p>また、財務諸表において、修繕引当金に係る経過措置適用に関する注記を開示する。</p>	<p>「修繕引当金の取崩し方針」を策定します。</p> <p>また、財務諸表において「修繕引当金に係る経過措置適用に関する注記」を開示します。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
15	<p>1 持続可能性・組織運営</p> <p>(1) 更新投資需要の過小評価</p> <p>【現状の問題点】 更新投資計画の前提となる「管路更新率1%」が市の実態に即した必要水準といえるか明確ではなく、更新投資需要の過小評価が懸念される。</p> <p>【解決の方向性】 管路更新率1%が市の実態に即した更新基準であることの合理的根拠付けを明確にする。</p>	<p>更新投資計画は、アセットマネジメント手法により100年間の更新需要を算定し、このうち管路には年間15.7億円を見込んでいます。</p> <p>この事業費により更新される管路延長は、総管路延長の概ね1%であることから、第三次盛岡市水道事業基本計画（平成27～36年度）では、経年管更新事業（高級铸铁管及び硬質ポリ塩化ビニル管の更新）に道路改良等による更新を加え、年間の管路更新率1%相当の事業費を計上しています。</p> <p>また、更新事業のほか、漏水調査や修繕をはじめ適切な維持管理を行うことで、高い有効率を保持し、水道法に基づく性能要件を確保するとともに管路の長寿命化を図っています。</p> <p>このように、水道施設の実態に即した更新や維持管理を行っており、現状においても更新基準の合理的根拠付けは明確であると考えていますが、意見を踏まえ基本計画の見直し時期に検証していきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(水道建設課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
17	<p>(2) PFI導入の検討不足</p> <p>【現状の問題点】 市では、第三次盛岡市水道事業基本計画をもって経営戦略を策定済みと整理しているが、経営戦略の策定に際して、民間の資金・ノウハウの活用等の推進の検討が求められている点を考慮すると、現時点においてPFI導入の検討が行われていないことが適切といえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】 多様なPPP/PFI手法導入に関する予備的評価を実施する。</p>	<p>PPP/PFIの導入については、国のガイドライン及び市の「官民連携事業（PPP）の取組方針」（平成28年度策定予定）に沿って、取組を行っていきます。</p> <p>今後、適正な時期に対象事業の設定や事業の特性・規模等に見合う採用手法の選択を行うなど、PPP/PFI手法導入の検討を進めていくこととします。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画課）</p>
18	<p>(3) 経営戦略策定の不備</p> <p>【現状の問題点】 市では、第三次盛岡市水道事業基本計画をもって経営戦略を策定済みと整理しているが、「将来にわたり安定的に必要な住民サービスの提供を維持する」という経営戦略の本来目的と整合した内容といえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】 経年管路更新に関する指標を経営目標として設定し、計画の進行管理の実効性を確保する。</p>	<p>経年管の更新は、健全な管路を将来にわたり維持するとともに、震災時の被害を最小限に抑えるため、管路の健全性に関する現状分析、将来予測、長期財政収支見通し、担当職員数や技術力の確保、受注者の対応力など最適なバランスを保ちながら実施する必要があります。</p> <p>経年管路更新の指標については、上記状況を踏まえ、適切な投資計画により判断すべきと考えており、高級铸铁管等の残存率を今後の目標として指標化する方向で検討します。</p> <p style="text-align: right;">（水道建設課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
26	<p>2 人件費</p> <p>(2) 非常勤職員の任用根拠と勤務実態の不整合</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>一部の非常勤職員を除いて、非常勤職員の個別の職務の内容が一般職の職員と同様と見受けられるため、任用根拠と勤務実態の整合がとれているか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」（平成26年7月4日 総務省自治行政局公務員部長）を踏まえ、非常勤職員の任用根拠の見直しを含めて任用のあり方を精査する。</p>	<p>臨時・非常勤職員の適正な任用の確保について、現在、国で制度改正に向けた検討を進めていることから、国の動向を注視し、非常勤職員の任用のあり方を検討します。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>
29	<p>3 契約</p> <p>(1) メーカー談合に伴う損害発生の懸念</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>市が発注した薬品調達で、公正取引委員会による行政処分が行われている事案が発生しており、本件談合により不当に高い金額で契約が行われていた可能性が推定される。</p> <p>包括外部監査人が試算したところ、総額43,551千円の損害額の発生が懸念される。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>本件談合に伴う損害額を精査のうえ、損害回復の措置を講じる。</p>	<p>公正取引委員会が談合と認定したポリ塩化アルミニウムに係る平成23年度から26年度までの取引について、現在、取引の相手方である多木化学㈱に対し損害賠償の支払いを求める交渉を行っており、引き続き損害回復に向けて交渉してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（浄水課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
30	<p>(2) 合理的理由を欠いた指名競争入札</p> <p>【現状の問題点】 一般競争入札に適しない個別事情が不明確であり、指名競争入札とする合理的理由があるといえるか疑問である委託契約が検出された。</p> <p>【解決の方向性】 指名競争入札の理由として「一般競争入札に適しないもの」の具体的範囲を明確にする。</p>	<p>本業務委託の契約は、入札事務の公平性を確保するため、指名競争入札といえども該当する登録業者を全て指名して実施したところですが、一般競争入札に適しないものの具体的範囲の明確化について検討します。</p> <p style="text-align: right;">（水道維持課）</p>
31	<p>(3) 合理的理由を欠いた随意契約（年間契約業務）</p> <p>【現状の問題点】 「長期継続契約に該当するため債務負担行為の設定は不要である」という市の説明により、随意契約の根拠である「性質又は目的が競争入札に適しない場合」に該当するといえるか疑問である年間契約業務が検出された。</p> <p>【解決の方向性】 年度開始前に契約を締結するために債務負担行為の設定を要する年間契約業務の範囲を明確にする。</p>	<p>債務負担行為の設定については、総務省の示す通知や見解に従って措置しているところです。</p> <p>また、「盛岡市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」に基づく年間契約業務(長期継続契約)は、債務負担行為の設定は不要であると認識しています。</p> <p>以上のことから、債務負担行為の設定を要する年間契約業務の範囲を明確にする必要性は認められないものと判断していますが、年度開始前の入札執行等については、総務省が検討しているとの情報もあることからその動向を注視してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（浄水課，契約検査課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
38	<p>4 公有財産</p> <p>(4) 未利用水利</p> <p>【現状の問題点】 御所ダムの水利権に係る今後の利用計画が明らかではなく、財産の効率的運用の観点から十分な検討が行われているといえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】 将来の水需要予測を踏まえると、上水道としての使用見込みに乏しいことから、用途変更を含めた事業可能性を検討する。</p>	<p>水道事業者として、近年全国的に異常気象がたびたび発生している中で、将来にわたり安定給水を継続していくためには、既存の水源はしっかり確保するべきと考えています。</p> <p>また、御所ダムの水利権については、現在、水道事業の広域化・広域連携の検討が全国的に進められているところであり、市域を越えた水利利用の可能性も考えられるところであります。</p> <p>今後の広域化等の状況、水需要の動向等を踏まえ、用途変更の可能性について検証していきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">(水道建設課)</p>
40	<p>5 会計</p> <p>(1) 実態と乖離した償却限度額の設定</p> <p>【現状の問題点】 償却限度額まで到達した1円償却可能対象資産がありながら、1円償却を設定しない根拠が明らかではない。むしろ、実態と乖離した償却限度額の設定により、減価償却費の期間計算が歪む弊害の方が大きいものと思料され、費用の年度所属区分として不適切である。</p> <p>【解決の方向性】 市の実態に即した償却限度額を設定する。制度上の制約がない限り、帳簿価額1円までの償却限度額とするのが合理的である。</p>	<p>水道事業会計における減価償却費及び償却限度額については、地方公営企業法施行規則第15条第1項の規定に基づき、適正に処理しています。</p> <p>なお、現在は、資産が地方公営企業法施行規則第15条第3項の規定による処理を可能とする特定要件を満たしておりませんが、要件を満たすこととなった際には、帳簿価額1円までの償却の実施について取組を行うこととします。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画課)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
41	<p>(2) 固定資産減損の検討不足</p> <p>【現状の問題点】 築川ダム取水事業に係る固定資産減損が不要であるという会計上の見積り・判断の根拠付けが不十分であり、固定資産減損の検討不足が懸念される。</p> <p>【解決の方向性】 築川ダム取水事業に関する固定資産減損に係る会計上の見積りの根拠付けを明確にする。</p>	<p>水道事業会計における固定資産減損については、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」に基づき、減損の兆候の把握や減損損失の測定を実施しており、今後も築川ダム取水事業を含む固定資産減損に係る会計上の見積りの根拠付けを明確にして、適正な経理処理に努めます。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画課）</p>
49	<p>(5) 営業利益の過小表示</p> <p>【現状の問題点】 引当金の経理について、市が採用している洗替方式による会計処理が合理的といえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】 損益計算書の損益区分の適正表示の観点から、引当金の経理を原則的処理への見直しを検討する。</p>	<p>本市水道事業会計が採用している経理処理では、全ての取引について予算経理を伴うこととなり、地方自治法第210条の総計予算主義の原則による予算を示すことが可能なことや、水道料金の総括原価算定上においても、料金算定期間内に見込む収支の全てを明示できるため、合理的な処理方式と考えております。</p> <p>以上の理由により、全ての引当金の経理を議会へ示し、予算審査をいただくため、引当金の取崩の際は戻入益を計上しているものであり、今後もこの方式を継続してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画課）</p>